

公益法人制度 改革の概要



公益法人制度改革とは？

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設する^(※1)とともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設しました^(※2)。

※1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（略称：一般社団・財団法人法）

※2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（略称：公益法人認定法）

注：現行の公益法人の新制度への移行に関すること等は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（略称：整備法）」に定められています。

目 次

- 公益法人制度改革とは？…………… 1
- 公益法人制度改革の概要…………… 2
- 一般社団法人・一般財団法人とは？…………… 3
- 公益社団法人・公益財団法人とは？…………… 4
- 現行の公益法人の移行の仕組み…………… 5
- 公益社団法人・公益財団法人への移行の手続…………… 7
- 一般社団法人・一般財団法人への移行の手続…………… 8
- 公益目的支出計画の実施と行政庁（内閣総理大臣・都道府県知事）による監督…………… 9
- 現行公益法人の移行に関するQ & A…………… 10
- 参照条文…………… 17

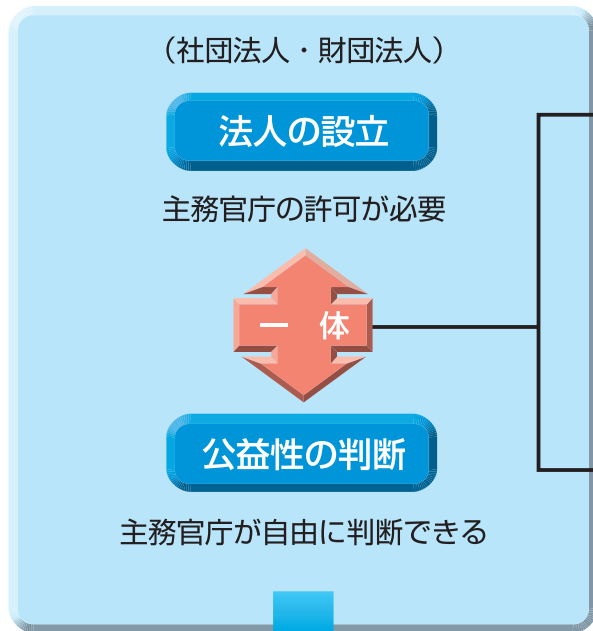




公益法人制度改革の概要

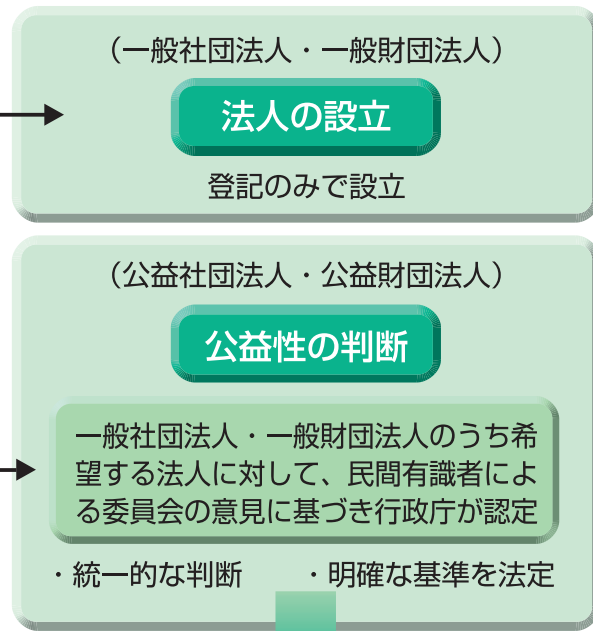
(現行公益法人制度)

◎法人設立等の主務官庁制・許可主義
(法人の設立と公益性の判断は一体)



(新制度)

◎主務官庁制・許可主義の廃止
(法人の設立と公益性の判断を分離)



●税との関係

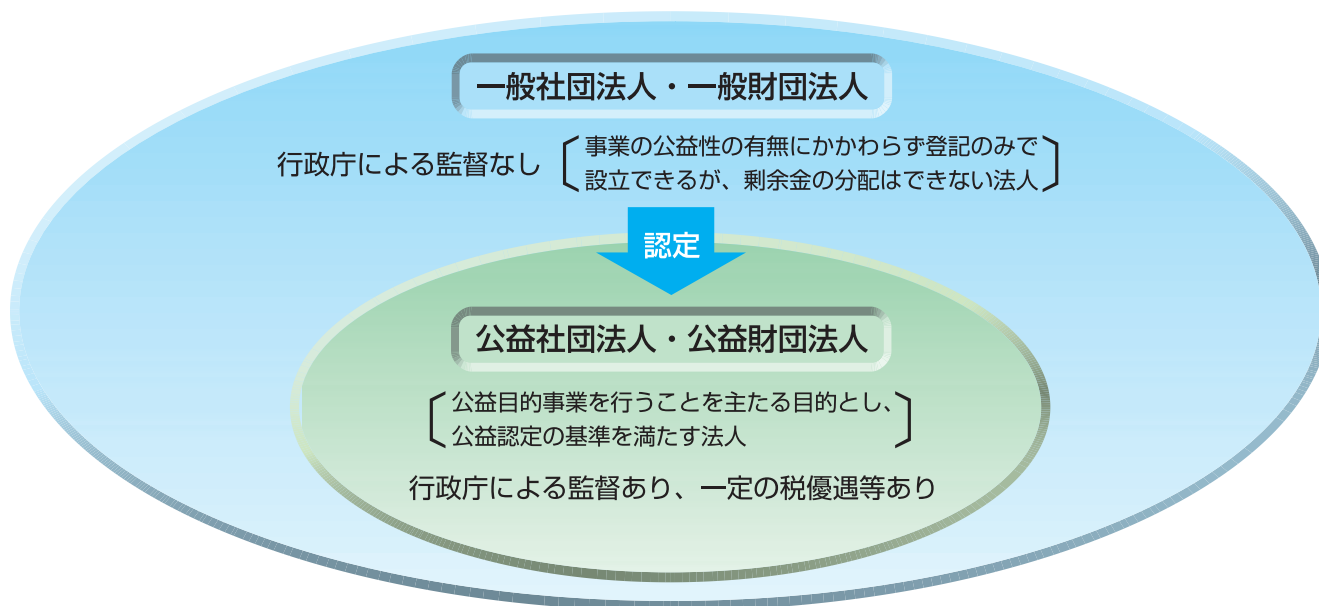
法人格と税の優遇が連動

- ・法人税は収益事業のみ課税
- ※更に一定の要件を満たす特定公益増進法人については寄附金優遇

●税との関係

公益性を認定された法人・これに寄附する者について新法施行までに所要の税制上の措置

新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係は？





一般社団法人・一般財団法人とは？

剰余金の分配を目的としない社団及び財団は、登記によって、法人格を取得できます。

☆ポイント☆

- ・事業に制限はなく、登記のみによって法人格を取得することができる。
- ・定款で、社員、設立者に剰余金、残余財産の分配を受ける権利を与えることはできない。
- ・行政庁が法人の業務・運営全体について一律に監督することはない。そのため、法人の自主的、自律的な運営が必要であり、最低限必要な各種機関の設置やガバナンスに関する事項について法律で規定。

一般社団法人

<設立>

- 1 名称中に「一般社団法人」という文字を使用。
- 2 設立は社員2名以上、財産保有規制なし。
- 3 定款は設立時社員が作成、公証人の認証必要。

<機関>

- 4 理事（任期2年以内）は必置。理事（代表理事）は法人を代表し、業務を執行。
- 5 社員総会は必置。
- 6 理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）の設置は任意（理事会、会計監査人を置く場合は監事必置）。
- 7 社員総会は、当該法人に関する一切の事項について決議。ただし、理事会を置く場合は、法律、定款で定めた事項に限る。
- 8 理事等は、社員総会の決議によって選任。

- 9 理事会は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職をする。重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。
- 10 代表理事又は業務を執行する理事は3ヵ月に1回以上（定款で毎事業年度に2回以上とすることができる）、理事会に自己の職務の執行の状況を報告。
- 11 会計監査人（任期1年）を置くことができる（負債200億円以上の法人（大規模法人）は必置）。
- 12 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可（評議員も同じ）。

<その他>

- 13 事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要。
- 14 貸借対照表（大規模法人は貸借対照表及び損益計算書）の公告（インターネットも可）が必要。
- 15 一般社団法人、一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間の合併が可能。
- 16 休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり。
- 17 定款で基金制度の採用が可能。
- 18 社員による役員の実任追及の訴えが可能。

一般財団法人

<設立>

- 1 名称中に「一般財団法人」という文字を使用。
- 2 設立には300万円以上の財産の拠出が必要。
- 3 定款は設立者が作成、公証人の認証必要。

<機関>

- 5 評議員（任期4年、定款で6年まで伸長可）、評議員会、理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）は必置。
- 6 評議員の選解任方法は、定款で定める（理事、理事会による選解任の定めは不可）。
- 7 評議員会は、法律、定款で定める事項に限り決議。
- 8 理事等は、評議員会の決議によって選任。

<その他>

- 17 目的、評議員の選解任方法についての定款の変更には制限あり。
- 18 二期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散。



公益社団法人・公益財団法人とは？

一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業^(※)を行うことを主たる目的としている法人は、申請して、公益社団法人・公益財団法人の認定を受けることができます。

(※) 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業（18ページ参照）であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

☆認定の申請は、内閣総理大臣又は都道府県知事に対して行います。

一般社団法人・一般財団法人



内閣総理大臣

- ・事務所が複数の都道府県にある
- ・複数の都道府県で公益目的事業を行う旨を定款で定めている
- ・国の事務・事業と密接な関連を有する公益目的事業であって、政令で定めるものを行っている



都道府県知事

- ・左記以外の場合

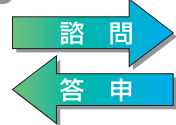
☆次のような条件を満たせば、認定が受けられます。

主な認定基準

- 公益目的事業を行うことを主たる目的としているか
- 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えることはないか
- 公益目的事業比率が50/100以上の見込みか
- 遊休財産額が一定額を超えない見込みか
- 同一親族等が理事又は監事の1/3以下か
- 認定取消し等の場合公益目的で取得した財産の残額^(※)相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与する旨を定款で定めているか 等

欠格事由

- 暴力団員等が支配している法人
- 滞納処分終了後3年を経過しない法人
- 認定取消し後5年を経過しない法人 等



(※) 公益認定以後に取得した公益目的事業のために使用・処分すべき財産のうち未だ費消し、又は譲渡していないものの額等

☆認定を受けると、このような効果が与えられます。

- 「公益社団法人」「公益財団法人」という名称を独占的に使用
- 公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置を受けられる（新法施行までに所要の措置）

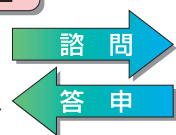
☆認定を受けると、守らなければならないことがあります。

遵守事項

- 公益目的事業比率は50/100以上
- 遊休財産額は一定額を超えないこと
- 寄附金等の一定の財産を公益目的事業に使用・処分
- 理事等の報酬等の支給基準を公表
- 財産目録等を備置き・閲覧、行政庁へ提出 等

監督措置

- 報告徴収
- 立入検査
- 勧告・命令
- 認定の取消し



- 報告徴収、立入検査は委員会等が実施
- 必要な措置を講ずよう内閣総理大臣又は都道府県知事に勧告

☆認定を受けたまま解散すると・・・

- 解散の日から1ヵ月以内に行政庁へ届出
- 残余財産は定款で定める類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属

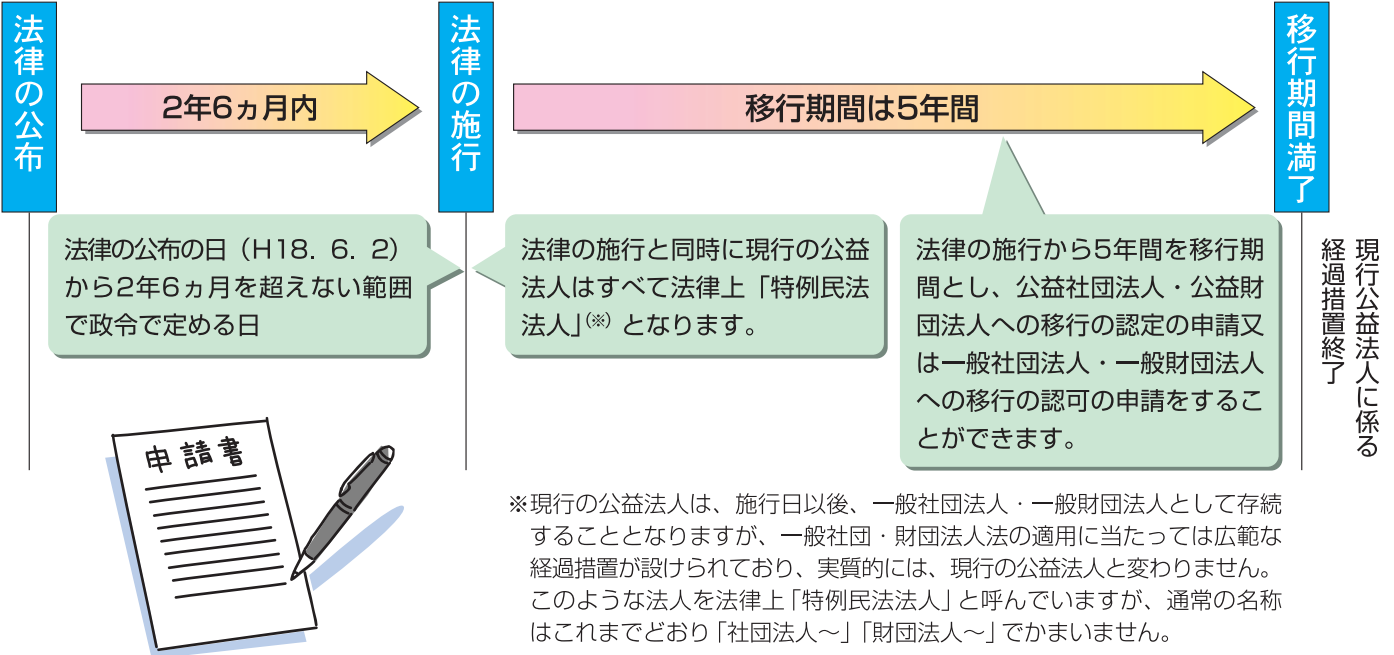
☆認定を取り消されると・・・

- 定款の定めどおりに公益目的取得財産残額相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与
- ↓
- 1ヵ月以内に贈与されないときは、同額の金銭を、国又は都道府県に贈与
- 認定取消し後は一般社団法人・一般財団法人として存続

公益認定等委員会(国)／合議制の機関(都道府県)



現行の公益法人の移行の仕組み



現行の公益法人は、移行期間内に移行の申請をする必要があります。

- 現行の公益法人は、法律の施行の日から5年間の移行期間内に公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の申請（→7ページ参照）又は一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請（→8ページ参照）をする必要があります。この移行の「認定」の申請と移行の「認可」の申請は、同時に重複してすることはできません。
- 申請先は、事務所の所在地や法人の事業活動区域等が、複数の都道府県にまたがる場合等には内閣総理大臣、一つの都道府県内にとどまる場合には都道府県知事となります。（整備法第47条参照）
- 新制度においては、複数の行政庁が共同して所管することはありませんので、内閣総理大臣又は都道府県知事のどちらか一方に申請することになります。

内閣総理大臣あての申請は

- 複数の都道府県に事務所を設置するもの
- 公益社団法人・公益財団法人に移行する場合にあっては、公益目的事業を複数の都道府県で行うことが明らかなもの
- 一般社団法人・一般財団法人に移行する場合にあっては、「公益目的支出計画」に記載する事業を、複数の都道府県で行うことが明らかなもの
- 一般社団法人・一般財団法人に移行する場合にあっては、「公益目的支出計画」において国・地方公共団体、類似の目的の公益的な法人に対する寄附のみを定める法人及び「公益目的支出計画」を作成する必要のない法人のうち、移行申請時の所管官庁が都道府県知事又は都道府県教育委員会でないもの
- 公益目的事業・公益目的支出計画記載事業が、国の事務・事業と密接な関連を有する事業であって、政令で定めるもの

都道府県知事あての申請は

- 上記以外の場合

移行期間中に移行しない法人は解散したものとみなされます。

- 移行期間の満了の日に、移行が認められなかった法人や移行の申請をしなかった法人は、移行期間満了の日に解散したものとみなされます。
（移行期間の満了の日において、すでに移行の申請を行っており行政庁において審査中の場合には、移行期間満了後も審査の結果が出るまでの間は特例民法法人として存続し、審査の結果、移行が認められたときは移行し、認められなかったときに解散したものとみなされます。）
- 公益社団法人・公益財団法人への移行の申請をし、審査中に移行期間満了日をむかえた場合には、予備的に一般社団法人・一般財団法人への移行の申請を追加して行うことができます。（整備法第116条参照）

社団法人・財団法人

法律の施行の日(法律の公布(H18.6.2)から2年6ヵ月を超えない範囲で政令で定める日)

特例民法法人(特例社団法人・特例財団法人)

○「特例民法法人」とは、現行の公益法人の円滑な移行の観点から設ける暫定的な取扱いであり、基本的には一般社団・財団法人法が適用されますが、広範な経過措置が設けられています。新法の施行によりただちに対応しなければならない事項はありませんが、移行するまでに、一般社団・財団法人法や公益法人認定法に適合するよう所要の準備を進めていく必要があります。

○特例民法法人は基本的には現行の公益法人と変わりません

- ・名称はこれまでどおり(「社団法人～」、「財団法人～」等)でかまいません。所管官庁の認可を受けて名称を変更することも可能ですが、移行前に「公益社団(財団)法人～」、「一般社団(財団)法人～」という名称とすることはできません。
- ・移行するまでの間は、これまでどおり所管官庁が監督をします。
- ・特例民法法人には決算公告の義務はありません。所管官庁の指導監督によるディスクロージャーを継続します。
- ・特例財団法人は純資産の総額が300万円未満でも存続することができます。
- ・ただちに定款の内容、機関、登記等を変更する必要はありませんが、新制度の法人への移行の申請をするまで(あるいは、申請をする際に)、一般社団・財団法人法に適合するよう所要の変更をする必要があります。

○一般社団・財団法人法の機関を置くことができます

- ・特例社団法人は一般社団・財団法人法上の理事会、会計監査人を置くことができます。
- ・特例財団法人は一般社団・財団法人法上の評議員、評議員会、理事会、会計監査人を置くことができます。

○次のような制度が新設されました

- ・特例社団法人は、基金を募集することができます。
- ・特例民法法人は特例民法法人とのみ合併することができます。

公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人への移行の申請

認定申請

認可申請

申請せず

【認定の基準】

- 定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及び公益法人認定法並びにこれらの政省令の規定に適合するものであること
- 公益法人認定法における公益認定の基準に適合するものであること

認定

公益社団法人・公益財団法人に移行

【認可の基準】

- 定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びその政省令に適合するものであること
- 公益目的支出計画が適正であり、かつ、計画を確実に実施すると認められるものであること

認可

一般社団法人・一般財団法人に移行

申請せず

認可されず

認定されず

再申請することができます

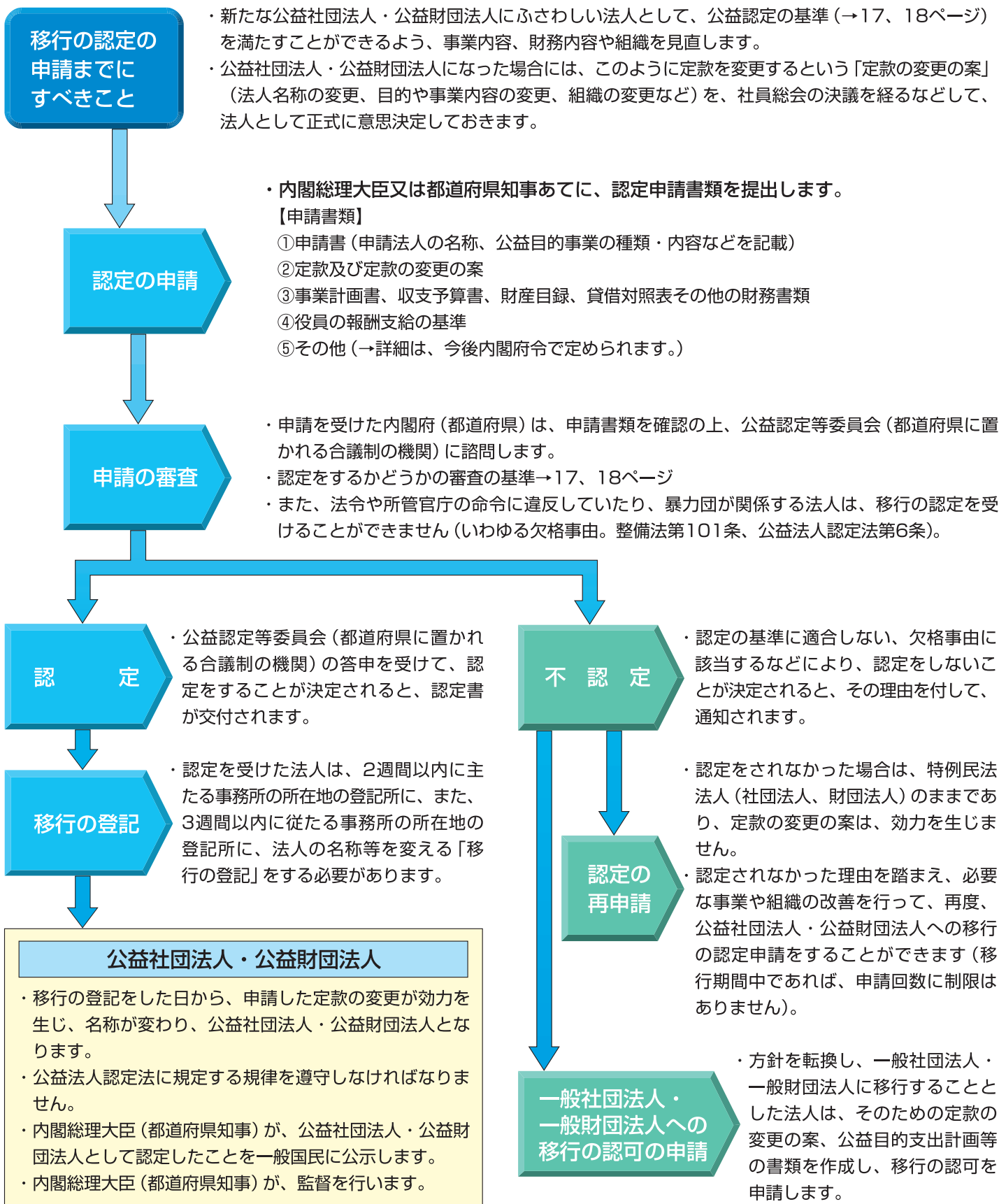
移行期間の満了

解散



公益社団法人・公益財団法人への移行の手続

○公益法人から新たな公益社団法人・公益財団法人に移行する手続の流れは、以下のとおりです。
今後、内閣府令などにより、さらに手続の詳細を定め、お知らせしていきます。

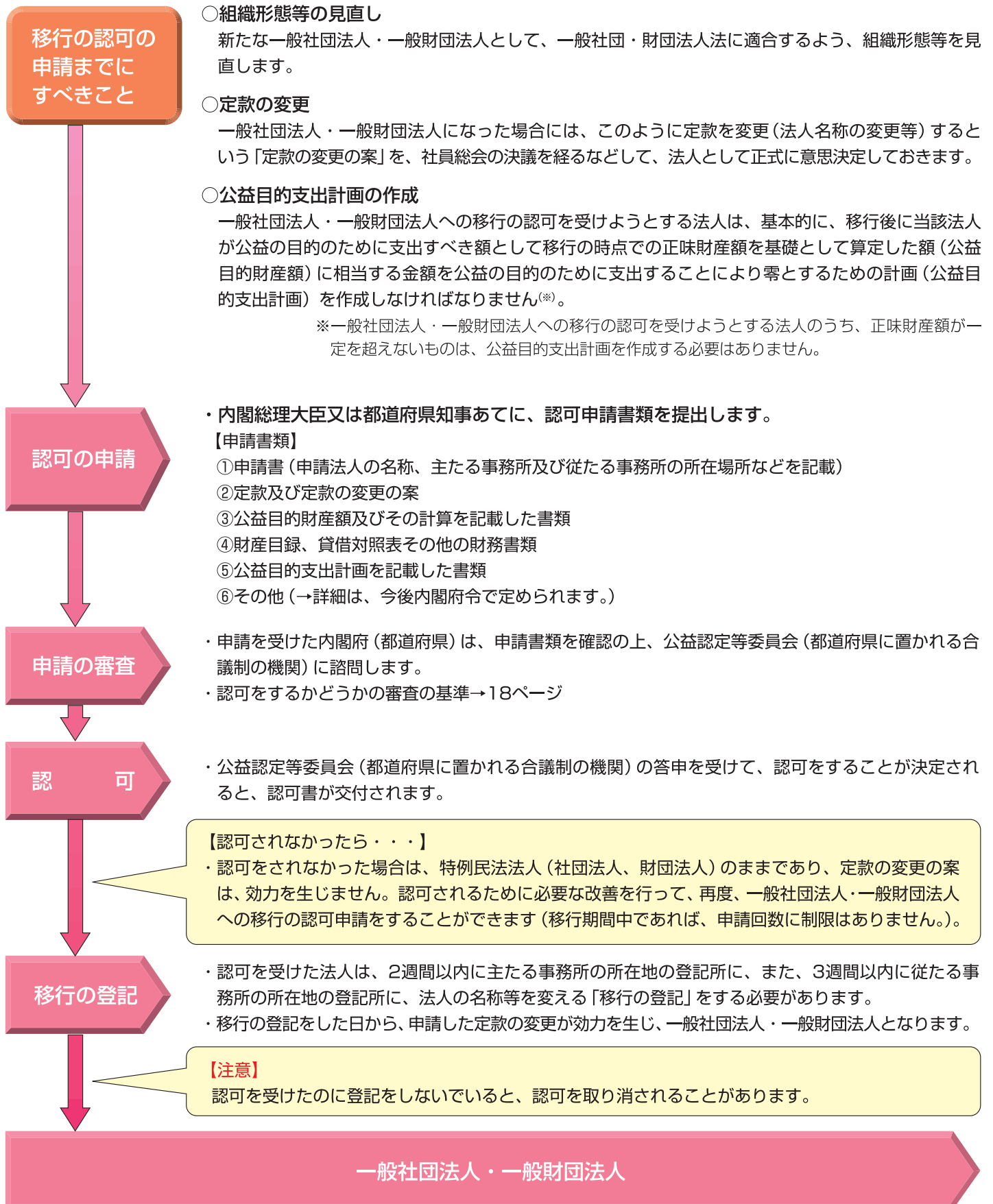


→次のページへ



一般社団法人・一般財団法人への移行の手続

○公益法人から一般社団法人・一般財団法人に移行する手続の流れは、以下のとおりです。
今後、内閣府令などにより、さらに手続の詳細を定め、お知らせしていきます。



公益目的支出計画の実施と行政庁(内閣総理大臣・都道府県知事)による監督については、次のページへ



公益目的支出計画の実施と行政庁 (内閣総理大臣・都道府県知事)による監督

行政庁
(内閣総理大臣・都道府県知事)

公益法人から一般社団法人・一般財団法人へ 移行した法人の義務

- ・自ら定めた公益目的支出計画に基づき、公益の目的に支出すべき額が零になるまで、公益に関する事業の実施による支出をし、又は公益的な団体への寄附をする必要があります。
- ・毎事業年度終了後、公益目的支出計画の実施状況について行政庁に報告する必要があります。

公益目的支出計画を変更したい場合

(例：公益目的支出計画として実施する事業を変更、追加等したい場合)

行政庁の認可を受けて、例えば、新たに公益法人認定法に規定する公益目的事業等を実施し、その事業の実施により公益目的財産額を公益の目的に支出することができます。

合併した場合

合併後に行政庁に届け出なければなりません。公益目的支出計画は、合併後存続する法人又は合併により設立する法人が引き継ぎます。

公益目的支出計画に基づき公益目的財産額に相当する金額を公益の目的に支出し、公益の目的に支出すべき額が零になった場合

行政庁に公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を求めることができます。

毎事業年度公益目的支出計画の実施状況の報告

公益目的支出計画の実施状況の報告についての詳細内容の聴取等

公益目的支出計画の変更の認可の申請

公益目的支出計画の変更の認可

合併した旨の届出

合併後存続する法人又は合併により設立する法人に対する監督

公益目的支出計画が完了した旨の確認の申請

公益目的支出計画が完了した旨の確認書の交付
行政庁は、確認を求めた法人が公益目的支出計画に従って公益目的財産額の全額を公益目的に支出したことを確認し、確認書を交付します。

行政庁による公益目的支出計画に関する監督は終了

公益目的支出計画が完了した旨の確認書の交付を受けると、登記により設立された一般社団法人・一般財団法人と同様、行政庁による監督はなくなります。

このほか、合併後存続し、若しくは設立する法人が公益社団法人・公益財団法人である場合又は公益認定を受けた場合には、公益目的支出計画が完了した旨の確認を受けたものとして取り扱われます。





現行公益法人の移行に関するQ & A



一般社団・財団法人法が施行された後、どのような機関を置くことができますか。



一般社団・財団法人法上、一般社団法人・一般財団法人は、それぞれ次のような機関設計とすることができます。

一般社団法人

	社員総会	理事			
	社員総会	理事		監事	
	社員総会	理事		監事	会計監査人
	社員総会	理事	理事会	監事	
	社員総会	理事	理事会	監事	会計監査人

一般財団法人

1	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	
2	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	会計監査人



一般社団・財団法人法の施行後は、現在社団法人である法人は一般社団法人と同じ機関設計とすることができますが、財団法人である法人は一般財団法人又は公益財団法人に移行するまでの間、一般財団法人の機関設計に加えて、次のような機関設計も可能です。

3. 理事のみ（一般社団・財団法人法の施行前に監事を置いていなかった法人に限る。）
4. 理事、監事（一般社団・財団法人法の施行前に監事を置いた法人に限る。）

ここで気をつけていただきたいのが、一般社団・財団法人法の施行の際には、どの社団法人も 又は、どの財団法人も3又は4に該当するという事です。現在の理事会や評議員・評議員会がそのまま一般社団・財団法人法の理事会や評議員・評議員会になるわけではありませんのでご注意ください（詳細は次問参照）。



現在、公益法人が置いている理事会や評議員・評議員会は、一般社団・財団法人法の理事会や評議員・評議員会と同じものですか。



同じものではありません。

現在公益法人に置いている理事会や評議員・評議員会は、「法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から」、所管官庁の指導監督や法人の判断により置いている機関です。「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）においては、現在の理事会は「理事の意思決定を行い、法人としての意思統一を行う重要な場」と、評議員・評議員会は「理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関」としていますが、実際の業務や機関としての位置付けは必ずしもそれに限られていません。

一方、一般社団・財団法人法の理事会や評議員・評議員会は法律に規定される機関であり、その権限や義務は法律の規定に従うこととなります。一般社団・財団法人法上、理事会は 法人の業務執行の決定、 理事の職務の執行の監督、 代表理事の選定・解職、を職務とする機関であり、評議員・評議員会は理事・監事の選解任等の法律及び定款で定めた事項を決議する機関です。

したがって、現在公益法人に置かれている理事会や評議員・評議員会は、一般社団・財団法人法に規定されている理事会や評議員・評議員会とその役割が完全に異なるものではありませんが、法律上、一律に同等のものと扱うことは困難であるため、現在理事会や評議員・評議員会を置いていたとしても、一般社団・財団法人法の施行後は、いったんこれらの機関は置いていないものと整理することとしました。そして、希望する社団法人は理事会を、すべての財団法人は移行するまでに理事会と評議員・評議員会を定款の変更等により改めて置くこととしました（詳細は次々問参照）。



一般社団・財団法人法の施行によって、現在置いている理事会や、評議員・評議員会はどうなるのでしょうか。



現在の公益法人の機関の一つである理事会や評議員・評議員会と、一般社団・財団法人法に規定される理事会や評議員・評議員会は、法律上は「似て非なるもの」であり、従来の理事会や評議員・評議員会がそのまま一般社団・財団法人法の理事会や評議員・評議員会になるわけではありません（既述の問参照）が、一般社団・財団法人法の施行後も、現在置いている理事会や評議員・評議員会は、そのまま、法人内部の機関としては（もちろん所管官庁からの指導に基づく機関としても）有効に存続します。

ただし、一般社団・財団法人法に基づく理事会や評議員・評議員会を置いた場合は、権限の重複や紛らわしさを避けるため、施行前からある理事会や評議員・評議員会は廃止するか、あるいは、名称を変更することが望ましいでしょう。



現行の財団法人が一般社団・財団法人法に基づく評議員を選任するにはどのようにすればよいのでしょうか。



現行の財団法人は、どの法人も、一般社団・財団法人法の施行の際には一般社団・財団法人法に基づく評議員を置いていない状態になります。施行後、移行までの間で希望するときに評議員を置くことができます。

評議員を置くための手続は次のとおりです。

法人内部で評議員を置く旨・最初の評議員の選任方法（理事が決める）・定款の変更案を決定
最初の評議員の選任方法・定款の変更について所管官庁の認可を得る
認可を得た方法で評議員を選任（定款の変更案の決定は評議員の選任後でも可。この場合、定款の変更について改めて認可を得なければならず、評議員の任期はその認可の日以降に開始となる。）
必要な事項（評議員の氏名など）について登記

また、一般財団法人、公益財団法人への移行と同時に評議員を置くこともできます。この場合の手続は次のとおりです。

最初の評議員の選任方法について所管官庁の認可を得る
法人内部で移行の申請をする旨・移行後の定款の案を決定
移行の認定・認可を申請
認定・認可を得た後、解散・設立の登記をする



一般社団・財団法人法上、一般財団法人は、評議員を定款で定める方法により選任することとされています。ただし、評議員は理事や理事会が選んではならないこととなっており、定款にはそれ以外の方法を規定しなければなりません（注）。これは、一般社団・財団法人法では、評議員は理事の選解任を通じてその職務を監督する立場であることから、監督される人が監督する人を選任するのは不適當であるからです。一方、現在財団法人である法人は、最初の評議員の選任において、理事や理事会が選んではいけないという制限がない代わりに、一般社団・財団法人法における評議員の選任方法の規定の趣旨を踏まえつつ、各法人の実態にしたがい、もっともふさわしい方法で評議員を選ぶ必要があります。

具体的には、現在寄附行為の変更について理事及び（法律に基づかずに置いている）評議員の4分の3以上の議決を必要としている法人は、それと同様の手続とすることが考えられるでしょう。

（注）たとえば、評議員会の議決による選解任を定める方法、評議員選解任のための機関を設置する方法、外部の特定の者に選解任を委ねる方法、等を規定することが考えられます。



一般社団・財団法人法の施行によって、現在の理事や監事の任期や選任方法を変えなくてはならないのでしょうか。



施行後すぐに変えなければならないということはありません。

ただし、施行後に定款を変更して一般社団・財団法人法に基づく理事会を置いた場合は、その後に選任する理事・監事の任期や選任方法は一般社団・財団法人法に従うことになります。同様に、一般社団・財団法人法に基づく会計監査人や評議員・評議員会を置いた場合は、その後に選任する監事の任期や選任方法は一般社団・財団法人法に従うことになります。



移行前に理事の任期が満期を迎えた場合は、一般社団・財団法人法に基づく新たな選任規定を設けた上で、理事を選任する必要があるのでしょうか。それとも、従前の方法に従って選任を行っても問題はないのでしょうか。



法律の施行後、移行前に理事の選解任、資格、任期について一般社団・財団法人法の規定が適用されるのは、その法人が一般社団・財団法人法に基づいて理事会を置く旨の定款の変更をした後で選任する理事に限られます。

したがって、施行後といえども、一般社団・財団法人法上の理事会を置くために定款を変更するまでは、従前の方法に従って選任を行っても問題はありません。



一般社団・財団法人法の施行によって、会長や理事長など現在法人を代表している人はどうなるのでしょうか。



施行前と変わりません。

民法上、公益法人の代表権は各理事が等しく負うこととなっており、現在の理事長や会長等の法人を代表する者は、法律に基づくものではなく、個々の法人の判断により置かれているものです。このため、代表者以外の理事には代表権がないことを善意の第三者に対抗することはできません。一方、一般社団・財団法人法においては、一般社団法人は、原則として各理事が法人を代表しますが、定款の定め等により特定の者を代表理事とすることができ、理事会を置いた場合は必ず代表理事を選任しなけ

ればなりません。また、一般財団法人については、理事会を置いた一般社団法人と同様に必ず代表理事を選任することになります。そして代表理事を決めると、その氏名や住所を登記しなければなりません。代表理事以外の理事には代表権がないことをおよそあらゆる第三者に対抗できることとなります。一般社団・財団法人法の施行日以後、現在の公益法人の代表者を一律に一般社団・財団法人法上の代表者としてしまうと、代表理事とそれ以外の理事とに区分して登記し直さなければならなくなってしまいます。ですから、現在の代表者がそのまま一般社団・財団法人法の代表者とはならないこととすることにより、施行日後直ちに登記を変更しなくてよいこととしました。この結果、代表者以外の理事には代表権がないことを善意の第三者に対抗することはできませんが、これは現在の状況と全く同じであり、特段の支障はないものと考えられます。

なお、現在の公益法人は、法律の施行後、一般社団・財団法人法の所定の手続をとることにより、いつでも一般社団・財団法人法上の代表理事を定めることができます。



一般社団・財団法人法が施行された後、会計に関するものとしてどのような書類を作成しなければならないのでしょうか。



一般社団・財団法人法においては、会計帳簿のほか、貸借対照表・損益計算書・事業報告及びこれらの附属明細書を作成しなければならないこととなっています。これらの書類は、今後策定される法務省令等の定めに従って作成することになります。

現行公益法人の場合、公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人に移行するまでは、これらの書類を作成する義務は法律上ありませんので、会計帳簿や財産目録のほか、貸借対照表など、これまで所管官庁からの指導監督に基づいて作成している計算書類等を作成すればよいこととなります。

なお、公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人への移行を申請する際に添付する書類については、統一的で適正な審査を行うために、今後策定される内閣府令等の定めに従って貸借対照表・損益計算書・事業報告及びこれらの附属明細書を作成する必要がありますので、ご注意ください。



新制度施行後、新たな法人に移行するまでの間は、引き続き所管官庁の監督があるとのことですが、どのような監督が行われるのですか。



基本的に、新たな法人に移行するまでの間は、新制度の施行前と同様の指導監督基準に基づき指導監督が行われます。決算書類等の毎年の提出や定期的な立入検査、定款変更にあたって認可を要すること等についても同様です。ただし、指導監督の内容には、新制度の法人への着実、円滑な移行を進めるといった観点に加わります。現行の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定)等の内容については、今後、新たな公益認定の基準に関する政令や内閣府令の策定状況を踏まえ、見直しを検討していきます。





一般社団・財団法人法に基づく機関（評議員会、会計監査人、代表理事等）の設置や定款の変更は、新制度施行後すぐに行う必要があるのでしょうか。早く設置・定款変更するほうが、公益社団法人・公益財団法人への移行には有利なのでしょうか。

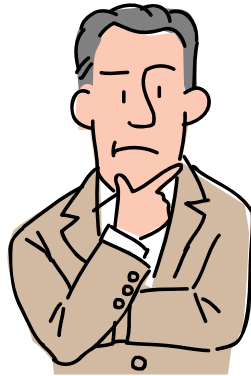


現在設置している評議員会等を一般社団・財団法人法に基づく評議員会等として位置付けし直すための定款の変更など、一般社団・財団法人法に対応した機関設置・定款変更は、

準備ができ次第、所管官庁の認可を得て定款変更するか、

新制度の法人（公益社団法人、一般社団法人等）への移行を申請する際に定款の変更の案として提出するか、

のいずれかによって行えばよいこととなっています。このように、どのようなタイミングで新しい機関に切り替えるかは、各法人ごとの実情等を踏まえた判断に委ねられますが、遅くとも、移行を申請する際には新機関への切り替えを法人として意思決定しておく必要があります。新機関の設置の時期が早いか遅いかによって、公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の審査において有利・不利になるということはありません。



新制度の「公益目的事業」とはどのようなもののでしょうか。現在、当法人が行っている公益事業は、そのまま公益目的事業と認められるのでしょうか。



新制度の「公益目的事業」は、公益法人認定法の別表（18ページ参照）に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいいます。一つの事業が複数の種類の事業に該当することもあり得ます。「不特定かつ多数の者の利益」といえるためには、その事業により提供される財・サービス等の直接の受益者が特定の範囲の者に限られず、かつ、受益者の数が多くなければなりません。たとえば、まだ数人の患者しか発見されていない難病の研究を行う事業のように、直接の受益者の範囲が限られていたとしても公益目的事業と認めることが適当と考えられる事業もあり得ます。

現在公益事業として行っている事業が公益目的事業と認められるか否かについては、実際の公益認定の際に、民間有識者からなる国及び都道府県の合議制の機関において、個々の事業に関する具体的な事実関係に即して、一つ一つ丁寧に議論を尽くして検討されることとなります。

なお、公益法人認定法の別表に掲げる事業のいずれかに該当し、かつ、不特定多数の者の利益の増進に寄与する事業であれば、税務署に届け出ている「収益事業」であっても、公益目的事業であると認められます。



公益法人から一般社団法人・一般財団法人に移行する場合には、その保有する財産はどうなるのでしょうか。国や地方公共団体に没収されてしまうのでしょうか。



公益法人が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合には、公益法人として保有していた財産の性格上、その保有していた財産に相当する額については、私益のために社員等の構成員や設立者に帰属させることを防止し、その額が公益のために支出される必要がありますが、そのために法人の保有する財産を国や地方公共団体が没収したりすることはありません。

一般社団法人・一般財団法人へ移行しようとする公益法人は、基本的に、一般社団法人・一般財団法人に移行した後に移行の際の正味財産額を基礎として算定した額（公益目的財産額）に相当する金額を計画的に公益の目的のために支出するための計画（公益目的支出計画）を作成し、その公益目的支出計画に従って、一般社団法人・一般財団法人へ移行した後に公益目的財産額に相当する金額を最終的に公益の目的のために支出してもらうことになります。

なお、公益目的財産額の算定に当たっての資産及び負債の評価の仕方等については、公益法人の保有する資産及び負債の性質などを踏まえて、今後内閣府令で明らかにしていきます。



公益目的支出計画では、どのような事業等が実施できるのでしょうか。



公益目的支出計画に記載することができる事業等は、次のいずれかです。

1. 継続事業

公益法人が一般社団法人・一般財団法人への移行の認可を受ける前から継続して実施する事業をいいます。

ただし、その法人の本来事業でないもの、一般社団法人・一般財団法人に移行する前に所管官庁に公益に関する事業としてふさわしくない旨の指導を受けていた事業については、公益目的支出計画に記載できる事業とすることはできません。

2. 公益目的事業

公益法人認定法に規定する公益目的事業をいいます。

当該法人が一般社団法人・一般財団法人への移行の認可を受ける前から継続して実施する事業が公益目的事業に該当するものであれば、公益目的事業として公益目的支出計画に記載することができます。

また、移行前から実施していなかった事業であっても、一般社団法人・一般財団法人に移行する際に新たに公益目的事業を実施する場合には公益目的支出計画に記載することができます。

3. 公益のための寄附

当該法人の目的に類似する目的を有する公益法人認定法に基づく公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等に対する寄附、国、地方公共団体に対する寄附をいいます。



公益目的支出計画は、一定の期限内に終了させなければならないのでしょうか。



法律上一律の期限は設けていません。

公益目的支出計画の作成に当たり、その実施期間は、各法人ごとにその実情に応じて完了するまでの期限を自ら定め、移行後はその期限内に公益目的支出計画の実施を完了するようにする必要がありますが、一方で公益目的財産額及び公益目的支出計画に記載される事業の収支の状況等は、法人によって千差万別であり、公益法人が一般社団法人・一般財団法人に移行してから一定の年数以内に公益目的財産額に相当する金額を公益目的のために支出しなければならないことを法律で決めてしまうのは必ずしも適当ではないからです。



公益目的支出計画が完了していないのですが、解散することになりました。清算後の残余財産はどのように処分したらよいのでしょうか。



公益目的支出計画が完了しない時点で解散した場合は、その定款の定めが如何にかかわらず、解散した法人が公益目的支出計画に従い公益の目的に支出すべき残額があるときは、その残額に相当する残余財産については、行政庁の承認を得て、当該法人の目的に類似する目的を有する公益法人認定法に基づく公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等か、国、地方公共団体に帰属させなければなりません。



新制度が施行されるまでにどのような準備をしておけばよいのでしょうか。



新制度の概要を定める法律は公布されましたが、制度の詳細を定める政省令や公益社団法人・公益財団法人がどのような税優遇を受けられるかなどについては今後の検討を待つ必要があります。これらについては平成19年度中には明らかになる予定であり、移行期間は5年間ありますので、移行の認定を受けるべきかどうか、また、どう改善したら移行の認定・認可を受けられるかなどについて判断するのはそれ以降でもよいでしょう。

一方で、新制度が施行され、一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人のいずれに移行しても、必ず守らなければならないことや新たにできるようになることがあります。これはすでに法律で明らかになっていますので、これについては今から十分な検討・準備をすることができます。

たとえば、財団法人は一般社団・財団法人法に基づく評議員を必ず置かなければならないこととなるので、施行後から移行までの間でいつ評議員を置くか、最初の評議員をどのように選任するか、またそれ以降の評議員の選解任方法をどうするか、について検討しなければなりません。また、社団法人であれば、社員や社員総会の権限が法律上明確になりましたので、これについてよく理解しておく必要があります。新制度の詳細が明らかになるまでは、まず、これらのことについて検討・準備しておくことが適当でしょう。



参 照 条 文

○公益社団法人・公益財団法人への移行の認定基準

整備法

(認定の基準)

第百条 行政庁は、第四十四条の認定の申請をした特例民法法人（以下この款及び第百三十三条第二項において「認定申請法人」という。）が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定申請法人について第四十四条の認定をするものとする。

- 一 第百三十三条第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及び公益法人認定法並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものであること。
- 二 公益法人認定法第五条各号に掲げる基準に適合するものであること。

公益法人認定法

(公益認定の基準)

第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。
- 五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。
- 六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。
- 七 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。
- 九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。
- 十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 十一 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。
- 十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。
- 十四 一般社団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
 - ロ 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。
 - (2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。
 - ハ 理事会を置いているものであること。
- 十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。
- 十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

公益目的事業

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 公益目的事業 学術、芸芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表（第二条関係）

一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業

二 文化及び芸術の振興を目的とする事業

三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業

四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業

五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業

六 公衆衛生の向上を目的とする事業

七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業

八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業

九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業

十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業

十一 事故又は災害の防止を目的とする事業

十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業

十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業

十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業

十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業

十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業

十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業

十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業

十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業

二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業

二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業

二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業

二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

○一般社団法人・一般財団法人への移行の認可基準

整備法

（認可の基準）

第百十七条 行政庁は、第四十五条の認可の申請をした特例民法法人（以下この款において「認可申請法人」という。）が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認可申請法人について同条の認可をするものとする。

一 第百二十条第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びこれに基づく命令の規定に適合するものであること。

二 第百十九条第一項に規定する公益目的財産額が内閣府令で定める額を超える認可申請法人にあっては、同項に規定する公益目的支出計画が適正であり、かつ、当該認可申請法人が当該公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれるものであること。

行政改革推進本部事務局公益法人制度改革担当

公益法人制度改革の詳細についてはこちらを御覧ください。

行政改革推進本部事務局公益法人制度改革ホームページ

http://www.gyokaku.go.jp/about/index_koueki.html

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

http://www.gyokaku.go.jp/siryoku/koueki/pdf/0602ipan_syadanhouritsu.pdf

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

http://www.gyokaku.go.jp/siryoku/koueki/pdf/0602koueki_houritsu.pdf

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

http://www.gyokaku.go.jp/siryoku/koueki/pdf/0602seibi_houritsu.pdf

このパンフレットは、現行公益法人の皆様が公益法人制度改革の内容をご理解頂けるよう作成したものであり、行政改革推進本部事務局公益法人制度改革のホームページにも掲載しておりますので、ご自由にダウンロードしてご利用ください。